

## 第1回守口市男女共同参画審議会会議録

日時 令和2年9月8日(火) 午後2時00分から同3時50分  
場所 守口市役所 教育委員会会議室  
出席者 審議会委員 西岡敦子委員 中村彰委員 木下みゆき委員  
宮前千雅子委員 加藤昌代委員 西村節子委員  
有光佐知子委員 脇本ちよみ委員  
東朝美委員 松本一美委員  
(全員出席)  
事務局 中村副市長 多田市民生活部長、佐藤市民生活部次長  
塔本人権室長、有光人権室課長代理  
志鎌人権室上席主査

### 会議の次第

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 委嘱状の交付及び委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会長選任について
- 6 市長からの諮問
- 7 副会長選任について
- 8 審議会の公開について
- 9 会議の進め方等について
- 10 第3次守口市男女共同参画推進計画(改訂版)(素案)について
- 11 その他

### 審議内容

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 委嘱状の交付及び委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会長選任について (会長に西岡委員を選出)

○会長 ——挨拶——

6 市長からの諮問

「第3次守口市男女共同参画推進計画について」中間見直しのための諮問

7 副会長選任について（副会長に中村委員を選出）

○副会長 ——挨拶——

8 審議会の公開について

○会長 それでは、本日の議事に入ります。今回は審議会最初の会議となりますので、幾つか決めておくべき事柄がございます。

まず、傍聴の取り扱いについて決めておきたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 傍聴の件ですが、この会議につきまして原則公開したいと考えております。原則、傍聴許可していただくものといたしまして、条例の第3条の苦情等への対応により市長からの諮問があった場合の審議などのうち、個人情報に関する内容が含まれるなど審議の内容によって傍聴に適さないときは、会長は委員にお諮りいただいた上で非公開とすることもできると考えております。その上で、別紙2の傍聴に関する取り扱いについての案をご覧くださいませでしょうか。

まず、受付につきましては会議開始の30分前からとしてまして、会場の広さに限りもございますので先着順で5名を傍聴していただける人数としたいと考えております。傍聴される方に対しましては審議の妨げにならないようお願いをし、状況により退場していただくこともある旨を盛り込んでおります。

このような形で、傍聴について取り扱いをしたいと考えております。

○会長 何かご質問はありませんか。（質問なし）

それでは、この取り扱いを取って傍聴を許可したいと思います。

○事務局 それでは傍聴者の方におはより頂きたいと思います。

（傍聴者を確認した結果）

傍聴者の方はおられませんでした。

○会長 それでは傍聴がないということですので、このまま進めさせていただきます。

次に、審議会の会議録についてです。会議録の取り扱いにつきましては、事務局のほうから引き続き説明をお願いいたします。

○事務局 会議録の件ですが、発信者名を記入した上で、内容を要点筆記とさせていただきますましたものを各委員に配付し、御確認いただいた上で確定し改めて御送付させていただきます。おおむね1カ月をめどに作成し、記録内容を書するため会長と副会長に御署名、押印をお願いいたしまして、その後、原則公開という取り扱いをさせていただきますと考えております。

公開の方法ですが、会長、副会長の署名、押印部分を除き、市のホームページに原則公開という取り扱いをさせていただきますと考えております。

○会長 この件に関しまして御質問などございませんでしょうか。

○委員 発言者名はそのままホームページに出るのでしょうか。

○事務局 基本そのように考えております。

○委員 わかりました。

○会長 ほかにございませんでしょうか。それでは、事務局でそのように取り扱いをよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御協力をよろしくお願いいたします。

## 9 会議の進め方等について

○会長 今後の会議の進め方について事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 会議の進め方について、審議会の回数ですが、今年度2回の審議会を予定しております。本市では、平成28年に改訂いたしました第3次守口市男女共同参画推進計画に基づき、社会のあらゆる分野において性別に関わりなく、一人一人の個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策の取組を進めてきました。この中で、最近ではパワーハラスメント防止に向けた強化についての法整備や働き方改革の推進など、男女共同参画に関わる情勢が大きく変化しております。このような状況を踏まえ、第3次守口市男女共同参画推進計画（改訂版）を策定する予定です。

計画、策定に向けての予定でございますが、スケジュール表をご覧ください。計画、策定にあたり本日、第3次守口市男女共同参画推進計画（改訂版）（素案）につきまして御審議いただき、御意見を賜りたいと思います。その意見を基に修正を加え、パブリックコメントを11月中に行い、第2回審議会を開催し改訂版の答申を行うものとさせていただきます。

○会長 事務局から説明がありましたが、ここまでで何か御質問等ございません

でしょうか。

10 第3次守口市男女共同参画推進計画（改訂版）（素案）について

○会長 それでは、本日の審議に移らせていただきます。第3次守口市男女共同参画推進計画（改訂版）（素案）について、事務局から御説明をいただきます。

○事務局 第3次守口市男女共同参画推進計画（改訂版）（素案）について、初めに第1章から第3章までの説明をさせていただきます。

まず、A4版の新旧対照表の右側新の1ページをご覧ください。

「第1章 計画の策定にあたって」の「1. 計画策定の見直しの趣旨」は、本計画の基本理念及び基本的視点を意味する社会経済情勢の変化に対応するために見直しを行うものと考えております。

新2ページをご覧ください。「4. 計画の期間等」では、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画としている中で、今回中間の見直しとして改訂し策定するものと考えております。

次に、新4ページから新7ページをご覧ください。「5. 計画策定の背景」では、世界の動き、国・府の動向や市での取組について、この5年間で変化してきたことをアップ修正していくものと考えております。人口の変化などについても、新しいデータを加え状況把握に用いることと考えております。

次に、新8ページから新15ページをご覧ください。「第2章 守口市の現状」について、図1から7及び図10から16まで最新のデータに加筆修正をしており、新旧対照表においては囲っている部分が修正箇所となっております。なお、今回の見直しにあたっては市民対象の意識調査を行っていないため、図8から9及び図17から31までは変更を行っておりません。

次に改訂版（素案）の27ページをご覧ください。その中の「第3章 計画の基本的な考え方」についてですが、本計画にあたっては先ほど第1章での趣旨のところで説明しましたが、基本理念による基本的視点を維持しつつ見直しを行うものと考えているため、第3章についての変更はございません。

○会長 第3章までの説明が終わりました。何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

○委員 国が第5次男女共同参画の計画を検討し、色々な資料が内閣府のホームページにも載っていますが、今回国が新しく第5次での男女共同参画計画を策定するにあたって、SDGsについて非常に触れています。SDGsのアジェンダの前文にも人権と書かれていますし、その17のうちの一つはジェンダー平等というのが挙げられています。今回の市の計画策定においてのスタンスとして、国連が2030年までの期間の中で進めていることに、守口も賛同するということを表明する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局 SDGs ですが、この3章までにつきましては国や府などの情報を書かせていただいたところです。SDGsにつきまして、検討をさせていただきたいと思います。

○会長 新旧対照表の新しい15ページの図15、PTA会長の女性割合ですが、横軸、左から平成17年、平成22年、平成27年とあって今回、令和元年を追記したということですが、幼稚園の令和元年の値が入っていないのはなぜですか。

○事務局 平成27年の時までは幼稚園や保育所がありましたが、令和元年の時点では、その幼稚園や保育所について制度が新しくできたことにより、認定こども園に変わりました。指標が違う形になってしまいますので、元年は省かせていただきました。

○会長 少し後で出てくる文章の中では、入れ替えて書かれているところがありましたので、その部分もこの値で書き直すのか、空欄のほうがいいのかと思いましたが、幼稚園という指標では入らないと思いますが、同じ図に入れなくていいということであれば入れなくていいのかもしれない。ただし書をつけて認定こども園という形で入れたほうが空欄よりはいいと思いますので御検討していただけますでしょうか。

○事務局 注意書きで、わかりやすくさせていただきたいと思います。

○委員 いろいろな子供たちや市民へのアンケートを採っておられますね。非常に興味深い結果だと思っておりますが、広報誌などで、啓発や広報活動など実際はされましたか。アンケート結果を市民に公開されたことがあったのですか。

○事務局 今回は、見直しということでアンケート調査を行っていませんが、作成した当時、28年度ですがアンケート調査を行った結果は、第3次守口市男女共同参画推進計画の冊子をホームページでダウンロードしてご覧いただくようになっていました。その他広報誌にはアンケート調査結果を掲載せず、「第3次守口市男女共同参画推進計画を作成しましたのでご覧ください。」と掲載していました。

○委員 結果的にそうですね。だからホームページをやっていないと見られない。これだけの量ですから広報誌に載せるところまではいかなかったと思いますが、何かもう少しアンケート結果などが頻繁に出ているともっと市民の啓発につながったのではないかという思いがありました。

○会長 この冊子の中にも広報に関する記載などがありますので、そのときに御意見がございましたらお願いいたします。よろしいですか、事務局。

○委員　　今回、改訂版ということで市民アンケート調査は行わないということですから、それをどこかに記載するほうがいいのではないかと思います。2016年3月のときと市民意識調査については同じ数字ですので、調査を行わなかったことが第1章のどこかに入っていたほうがいいのではないかと感じた次第です。御検討をお願いいたします。

○会長　　どこか記載はなかったですか。事務局、確認ですが。

○事務局　　確かに記載はございませんので、いずれかに記載するように検討させていただきます。

○委員　　人口や世帯の動向など、守口市の現状のところは最新にさせていただいておりますので、何かそれとの整合性をとるような、意識調査については第3次計画策定のときのというような記載があるほうがわかりやすいと思います。

○事務局　　わかりました。

○委員　　先ほどの15ページの認定こども園に変わったので、幼稚園のPTAの会長さんの数字が入ってないということですがけれども、認定こども園も、従来の幼稚園や保育園と内容的にそう変わるものではないと思います。

むしろその数字を入れて括弧して何年度より認定こども園に変更という旨を書かれたほうが、認定こども園だから書いてないというよりは、いいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局　　この指標自体が初めに幼稚園のPTAという指標になっておりましたので、そこで認定こども園というのは保育所などの部分も入ってきますので、それをグラフで表すにあたっては条件が違うという意味で今回は載せなかったということです。

○副会長　　条件が違うという意味で、確かにその辺はわかりますが、ただその旨をどこかで明記した方がいいのではということですよ。

○事務局　　先ほど同じ質問がありましたので、注釈でお示しさせていただきたいと思います。

○委員　　母親の立場から見ると、新旧対照表で疑問なところがPTA会長ですけど、PTA会長が私たちの地区のところでは暗黙の了解で男性なんです。代々。だからPTA会長の女性割合って見たとき、びっくりしました。この間からもびっくりしていましたが、ちょっと違うと。中学校は多分、男女で交代などもあり、

P T Aの役員もさせてもらいましたが、男性のお父さんを探しに行くんですよ。なので、このP T A会長の女性割合というのは違和感を覚えました。

- 副会長 確かに言われたように、制度的にというかその申し合わせとしてそういうことをなさっていたら、自然という中での男女比というのとはちょっと変わりますね。
- 委員 これはP T A会長の女性の割合を載せる意味合いというのはどこにあるのでしょうか。
- 委員 今言われた事情はそれぞれ地域によってもあるのかわかりませんが、いずれにしても少ないということを表すためにはこういう数値も必要だと思いますが。女性割合が低いということですね。
- 委員 女性はなれないと思っていました。
- 委員 でも少ないですけど、そういう暗黙の了解ということはあるかわかりませんが、なれないというはっきりとしたルールはないですが、いずれにしても守口市の現状を表すのに少ないことを出すためにということでの意味だと私は思います。
- 委員 少ないことを出すために。
- 委員 私もそう思います。実際にいろんな委員は女性がほとんど行っておられて、長なども女性がほとんど行っておられます。地区委員長などもほとんど女性ですけど、なぜかP T Aの会長になると男の人を探しに行く。その慣習みたいなもの自体がこの男女平等参画に反している。何か問題だという意味でいろんな仕事は女性がやっているにもかかわらず、会長になると少ないことを表す。ただ今の有光さんがおっしゃったようになれないと思っていたというのは、本当にすごい驚きで逆に言えば、本当はなってもいいよと思う人がいたかもしれないのに、男の人しかできないと思っていたことで選んできた慣習というのは非常に守口としては古かったんだなというのを改めて思いました。そういう意味でここには載せておいて誰でも本当はなれるんだというのを逆に示したほうがいいのではと思います。
- 会長 もしかするとそれを出すことによって、ほかの方々もなぜなれないのと疑問に思っていましたら載ってるよという気づきがあれば、それはそれで一つの進歩かなと私は解釈しますが、いかがですか。
- 委員 多分、びっくりされるだろうなと。私のところだけじゃないと思います。

次の代を探すときには、私の校区はずっとお父さんを探しに行かないとという感じでしたので、それを疑問に持ったことがなかった。女性の割合っているんだというのを初めて思ったので、今ちょっと話させてもらいました。

○会長 委員の御意見については私の気づきでもあったので、このまま載せておいたほうがよいと考えますが、それでよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 ほかに、ございませんでしょうか。  
それでは第4章から続きまして、説明のほう事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、新旧対照表の新32ページをご覧ください。

「第4章 目標に向けた施策の推進」について、全体を通じて目標指標について現在の状況を追加しております。

次に、新34ページをご覧ください。現状として令和2年度を追加しております。審議会も女性委員の割合が少し少なくなっております。そのほかにおいては、上向きとなっております。審議会でも女性委員の割合が少し低くなったことへの対応といたしまして、新33ページに戻りまして、審議会などへの女性委員の登用促進ということで、人権室のほうで必要に応じて担当課とのヒアリングの実施を追加させていただいております。

次に、新35ページをご覧ください。下から7行目、令和元年の自殺者の約7割が男性となっておりますというところですが、こちらの平成27年度当時も7割でしたが、この同じ7割でも違いがありまして、自殺者全体の数が減っているのですが、いずれにしても男性と女性の自殺者の割合が変わらないという状況だということです。

次に、新37ページをご覧ください。目標指数、ワーク・ライフ・バランスについては、意識調査を今回行っていないので数字を入れておりません。男性市職員の育児休業取得率ですが、全職員向けに取得促進の周知を行っており引き続き休業制度が取得しやすい職場環境づくりに努めていくと担当課より聞いております。参考までに、令和元年度はゼロ%となっておりますが、平成30年度では1名取得しておりまして、令和2年度については8月までですけど2名育児休業を取得しております。

次に、39ページをご覧ください。女性活躍推進法等の改正を行いましたので追記しております。

次、新41ページにまいりまして、目標指数の防災会議における女性委員の割合について12.5%の減となっております、人数の内訳は32名中女性委員が4名となっております。この内容につきまして、女性委員の登用を求める内容を依頼文書で引き続き対応していくと担当課から聞いております。

次に、新42ページをご覧ください。インターネット上のコミュニケーション

ツールを利用した性犯罪やコロナ禍によるストレスなどによる暴力等の被害についてを追記しております。

次に、新43ページにまいりまして、内容の上から3段目ですが、もともとは保育所、幼稚園となっておりますが、法律等が変わりまして認定こども園という新たな制度ができたため名称を変更しました。

新44ページにまいりまして、新職員向けセクシュアルハラスメント研修実施回数目標指数ですが、目標値の4回を達成しておりますので、これは継続して行っていこうと考えております。

次に、新46ページにまいりまして、警察等によるDV相談被害数を平成30年度に修正をしております。そのほかの変更はございません。

次に、新47ページにまいりまして、新43ページ同様に認定こども園に変更しております。

次に、新50ページにまいりまして、内容の2段目、フェイスブック以外にツイッターなどでも啓発ツールが追加されたため変更を行いました。

次に、新51ページにまいりまして、内容の一番下の段、スポーツは生涯学習情報センターを使用するようになっていましたが、守口市の図書館に変更になったことから市内各施設においてと変更を行いました。

次に、新55ページをご覧ください。メディアリテラシー向上のための講座等の開催目標指数については、目標値は5回で令和元年度は4回行いました。

次に、新56ページをご覧ください。多文化共生視点を踏まえた男女共同参画の推進ということで、守口市在住の外国人の方の人数ですが、平成27年当時は2,361人から令和元年には2,699人と増加しました。

続いて、新57ページの左ですが、第3次男女共同参画推進計画を策定した当時は、指標をボランティアの登録者数という目標を立てておりましたが、このとき市がこの事業そのものを行っておりまして関与したわけですが、機構改革等で事業の見直し等に向けて平成28年度から市の職員が引き上げられて今現在ボランティアの方のみで運用をされておりますので、運営形態が変わりましたことから、指標を変更して登録者数から新たに講座の参画に変更を行いました。

次に、新58ページをご覧ください。下から5行目の乳がん検診等の率を変更しました。検診率が大幅に減っていますが、平成26年度当時の検診率は国に報告する際に全国的に計算方法がありまして、社会保険被保険者数と国民健康保険被保険者数を足したものを対象として率を算出しておりましたが、これも平成28年度から国への報告が国民健康保険被保険者のみを対象とした率に変更されました。それに基づいて新60ページの目標指数ですが、平成28年度の国民健康保険被保険者数のみの指標に変更しました。それによると乳がん検診は低くなりましたが、子宮がん検診の受診率は上向きとなっております。

新59ページに戻りまして、機構改革により担当課が変わりましたので、それも変更しております。

次に、63ページをご覧ください。性的マイノリティの理解促進のための講座開設目標指数について、平成26年度当初は担当課が市民保健センター等に出向

いて窓口相談を行うというものでしたが、現在はその窓口相談について民間委託をしており福祉の窓口とは別の場所に随時窓口相談があるという状態に改善されました。そのため、新しく指標を変更し性的マイノリティの理解促進のための講座の開催としました。

次に、用語の説明の追加と新 98 ページの男女共同参画に関する国内外の動きということで、平成 26 年度以降の変更を追記しました。

○会長 何か御質問等、御意見等ありましたらお願いいたします。

○副会長 41 ページの防災について、実は私の地域で私が公民館の館長をしていた関係で防災に関して市民、それから地域の人たちへの呼びかけの中に女性目線もかなり入れ込んだ形にしてしまいましたが、館長を引いてしまった後、圧倒的に男目線のベンチャーになってしまっている。そのときに防災と言いますと、男がという何か旧来の意識みたいものがありますので、極力女性目線を入れていけるような仕掛けというか、ここに書けるかどうか別としても工夫をお願いしたいと思います。

○会長 その一つとして、防災会議における女性委員の割合をできるだけ上げていく施策なり考え方なり努力なりをということですね。

○副会長 私の地域でもころっと変わりましたから、やっぱり講座とか啓発事業にしても仕掛けをする人が組織の中に消えてしまうと防災だから男目線ということについついなりがちです。それも必要なことではありますが、せっかく女性目線からの問い直しみたいな動きがあるというものをどう実態として入れ込めるかどうか、という工夫がこれから必要ではないかという気はしていますので、何かその辺りをよろしくお願いしたいと思います。

○会長 事務局、特に何かそれに関して書き込む場所等があるのであれば、少し追記という形があるかもしれませんが。今、41 ページを見ていただいているのは数値の部分ですけれども、39 ページの防災の下の 4 行ぐらいのところですか。「防災対策においては女性の視点を含め、あらゆる角度からの意見を反映させることが重要です。地域防災訓練の実施にあたっては」という形で書かれていますので、もし可能であれば少し追記という形もという御意見でよろしいでしょうか。

○委員 それについても、例えば私の町会では、町会長さんが防災委員は男性でないと駄目と逆に言われます。各班で委員を決めて名簿を挙げますが、そこで女性の名簿を挙げると男に変えてくれと必ず返されます。別に防災だからといって男性でなくても、かなり高齢の男性で出られるよりも、月 1 回防災で回った場合でも、「若くて元気な女の人のほうが、別に逃げたり何かあったときでも十分スマホ対応などいろんなことができるからいいんじゃないですか」と、何度申し上

げても男でないとダメみたいに言われる方もいます。それを非常に強調される場合があるんですね。市のほうで、町会の防災委員さんは男性でないとダメとかそういうことはおっしゃってないですよ。会長さんもかなりお年を召した男性の方ですので、その防災を男みたいにしておられるのかもしれないのですが、かなり切り替えていただくのが難しいので、やはり女性目線の防災という視点よりも、むしろ防災イコール男みたいなそういう発想があるのを39ページの前段のところに、もう少し書き込んでいただければ市民にも定着するのではないかと思いますし、町会で話があったときも私たちの言うことももう少し取り入れてもらえるのではないかと思います。

○副会長 先ほどのPTA会長の話にもつながると思いますが、どういう働きかけが功を奏するのかわかりませんが、できるだけ男性でなければいけないという意識を薄める作業といいたいでしょうか、この防災とかその部分だけではなくほかにもあるかもしれませんが、表現等で工夫できたらいいなという気がします。

○会長 事務局でその辺りの広報と言っているかわかりませんが、啓発活動で長を決めるときも皆さんがそうなんだという理解ができる仕掛けや、やり方について、そのような意識を若い人に向けて示すことも大事。でも実際は、かなり高齢の方の中に定着してしまった連帯感というのがあるので、それをどうやって取り払っていくかということだと思います。ここへ書き込めばうまく啓発できるのではないかと考えていただければと思いますが、いかがですか。

○事務局 防災会議など、委員さんを決める中で、女性委員についても極力お願いをしたいという文面を入れていただいています。結果として残念ながら男性が多くなっています。その辺も踏まえてもう少し工夫ができないか、考えたいと思います。

○委員 お願いします。

○副会長 審議会における男性比率みたいなものにも自然と入ってしまっている部分もあると思いますが、その辺を何か常に問い直しといいますか、女性も参画できるようにというあたりを一言、要所に入れたからと言ってすぐになるわけではないと思いますが、全体のムードとしてそういう意識ができるような形のアプローチを工夫していただければうれしいなと思います。

○会長 先ほどの話にもありましたが、「男性と思ってました、決まってると思ってました、実は決まっていませんよ」ということで「実は決まっていません」ということを明記していくほうがいいのか。

○副会長 ついつい、しなければならなかった人たちがそう思うってしまうというところが。

○委員 63ページの性的マイノリティの理解促進の講座ですとか、55ページのメディアリテラシー向上のための講座など開催されておられるということで、子供が学校で、先生が「自分は性的マイノリティです。」と言っていたと家で話をしてくれます。誰々さんはスカートはかないとかパンツだけとか、いろいろそういう話が割と昔と比べ格段に広がってきていることについて、私も必死に答えようと思いますが、こういう講座をいろいろ開催してくださっているのであれば、これを最近の子供はネットで全部検索しますので、こういう講座が後日ネットとかでも見られると、子供たちも市はこういうのをやってくれているんだという何かのヒントになれば、講座だけで終わってしまわずにいいのではと思いました。

○副会長 今、コロナでなかなか対面の形のものが難しくなっているので、なおさらそういったものをうまく使っていく工夫というのがいるかもしれませんね。

○会長 どうでしょうか。今まで講座はその場で終わっていたようなイメージがあるのですが、後日の配信とかそういうシステムというのはどのようになっているのでしょうか。

○事務局 今、よくズームとかそういうネットワークの会議などがはやってきておりますが、現時点ではまだ、市のホームページではそういった講座など行っている内容をアップするとか、そういうところまでは至っていないのが現状です。

その辺は今後の課題となると思いますけれど、市全体に関わることと、ホームページの担当は広報広聴課になりますので、報告させていただきます。

○委員 関連で、今の委員の御意見をお聞きして、守口市さん単独でアップというのも御検討いただければと思いますが、例えば、国立女性教育会館で行われるいろんなセミナーに足を運ばずしてオンラインで参加できます。そういうものを例えば市民の方の市政だより、市の広報誌などに紹介されたり、独自のコンテンツを全て守口市さん単独でつくるのはなかなか大変だと思いますので、そういう信頼できる情報発信をしている関連の他機関の動画配信のメニューをお知らせするというのも一つのやり方ではないかと思います。今年はいろいろそういう形で嵐山にある国立女性教育会館まで足をはこばなくても参加できるようになっていますので、そういうことも御検討いただければと思います。市民の方への情報提供として。

○会長 今の御意見にありましたように独自ですするというのは大変ですが、紹介するというのはすぐにできるのでは。

○委員　　すごい定員枠もすごく広いですから。好きなプログラムだけをということですよ。

○会長　　こういうのがあるよということのをうまく広く知らせていただくということで、広報誌とかいろいろあるかと思います。御検討いただきたいと思います。

○事務局　　その件につきましては、前向きに検討させていただきたいと思います。

○委員　　それに関連してですけど、大人に向けた研修と子供さん向けの研修とは少し違うところがありますので、54ページの教育の推進にも書かれていますけれど、子供の成長に応じてLGBTに対する考え方とか多様な性に対する考え方を学校教育として取り上げて、子供には教えていくということはすごく大事なことでないかと思います。ぜひ、学校教育担当課においてそのあたりを検討していただいたらと思いますし、それと同じで43ページのDVの問題ですけれど、学校及び認定こども園等における性暴力に関する予防教育の推進がありますが、予防教育というのは受けない教育というふうに私は思っていますが、受けない教育と同時にしない教育、いずれも大事だと思いますので、性の問題として学校教育の中で取り上げて、子供たちにやっていただくというのはすごく大事なだと思いますので、重ねてお願いしておきたいと思います。

○会長　　これは学校教育課に当たりますよね。

○事務局　　そうです。ここには予防教育という見開きで書かれているので、確かにしない教育に関する御意見について報告します。

○委員　　しない教育というのが適当かどうかは、今思い浮かんだだけなんですけど。

○委員　　実態としまして予防教育という名称で行われているいろんな活動の中には、被害者にも加害者にもならないという内容は含まれていると認識しています。

○委員　　そうであれば構わないと思います。

○委員　　今、DVの話が出たので、DVのところかあらゆる暴力のところのどちらに入るか微妙なところですが、今特に若年層に対して、高校生や大学生かわかりませんが、性的同意ということがすごくいろんなところで言われています。

きっちりと相手の同意を確認するという、その上で性交渉を持つのであれば持つということのをいろんなところで言われています。特に国も性暴力の防止に20

22年ぐらいまで強化期間にすると決めて動き始めている部分もありますので、その辺りのことは守口市としても範疇に入れているものとして、46ページのところに入れ込めればと思いました。

○会長 新46ページのあたりに、デートDVに関する性的同意の話のところを少し入れていただくということで御検討いただけますでしょうか。

○事務局 検討させていただきたいと思います。

○委員 用語説明のコロナ禍のところですが、ほかの用語説明全て西暦と元号と併記ですが、ここだけ2019年になっていますので、令和元年が抜けています。それと「JKビジネスを知っている」について、ある程度知識がある人がこれを読むと、わかると思いますが、全然JKビジネスを知らない方がこの説明をお読みになってわかるのかなと思ったところです。密着ということと商売、何かもう少しこの説明は内閣府の引用でも結構ですが、少しわかりにくいと感じたところです。

○会長 その他、コロナ禍のところなど、ですます調で終わっているところや附属資料の年表の表記を統一させたほうが良いと思います。

○事務局 統一させていただきます。

○会長 本当にすごくささいなことではありますが、きちんと確認してきちんと作っているというのも、そういうところからもいろいろ考えられる方もいるので、直していただければと思います。

○委員 新しい37ページですが、待機児童の解消が現状値ゼロ人で目標値もゼロ人となっています。これはすごく喜ばしいことだと私自身も思っております。しかし、仕事を持っておられる方は待機児童内ということだと思いますが、私も御近所を見ていると、お仕事を探しておられる方ですが、そのお子さんは預かってもらえてないので、どうしてもお仕事を探しに行くときに困る。お子さんをどこへ預けようかと。だからお仕事を探しておられる方も保育の対象に入れていただくということがあれば非常に皆さん喜ばれるのではないかと思いますので、御検討いただければと思いました。

もう一つ、36ページですが、男性にとっても「定年退職者などが地域活動に積極的に参画できる」となっていますが、定年退職をしてからではちょっと遅いのではないかと私は思います。現役のときから男性が家庭や地域に参画をしていることが定年退職後の活動に大きく響いてくると思います。定年退職者と決めずに男性が働きながら及び定年退職後もという形の書き方に御検討いただけたらと思います。

○**会長** 36ページですが、確かにそうですね。でなければ、定年退職してからでない駄目と読み取れてしまいます。もしくはそれは定年退職しないとできない。ここにもそう書いてあるとなってしまう読みとり方ができますので、そこは普通に「男性が」という文言を冒頭にすればいいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それと先の御意見で37ページの待機児童の解消ですけれども、仕事を探しているときの子供の預け先とかその辺りは、何か補助ができるシステムなどはありませんでしょうか。

○**事務局** 仕事を探しておられる方の待機児童という話ですね。認定こども園に申請をされている方というのが、待機児童の対象になるのですが、その待機児童はいないと担当課から聞いております。申請を出しておられないということでしょうか。

○**委員** 認定こども園や保育所に仕事がないと預けられないと思っておられる方がたくさんおられるんです。仕事を探している間は預けられないんだと思い込んでおられる方がおられますので、お仕事探し中でも対象になりますと啓発していただければと私は思っています。

○**副会長** 確かに先入観でしてしまう部分がありますよね。

○**委員** どうしても仕事をしていないから預かってもらえないだろうと思いついてしまうところがおありなので、聞かれた時は、一度申し込んでみたらどうって声はかけるんです。一度言われたという方もおられます。申し込みをしたら、就労証明書みたいなものを持ってこないと受け付けられませんと言われてしまったから、無理なんだと思っておられる方もいます。お仕事を探しておられる間もお子さんがおられたら見ていただければありがたいと思っています。そこもお考えの中に入れていただいて待機児童がゼロになったら、とてもうれしいと思います。意見ですので御検討いただければ。

○**副会長** 思い込んでしまっていて、本当はできるのにできない。仕事をなさっている方も受け入れ側も含めて、何かそういう意識になってしまっている要素もあるかもしれませんね。その辺を丁寧にそうじゃないよという、預けられるよという意識に持っていけるような啓発が、必要ということですね。

○**会長** ですから、この数値の目標値ゼロが現状値もゼロになってよかったねと終わるのではなくて、これは達成できているけれども、次の段階ということで、その数値計算を超えてもう少し働く母親や父親の立場も考えながら、もう少しプラスアルファのことを伝えていくという次の段階における御意見だと思いたすの

で、ゼロになったからオーケーというのではなくて、この数値に表れない部分というのをもう少し御検討いただければという御意見かと思えます。

また啓発というか皆さんに、今おっしゃったように預ける側も受け入れる側も理解していただいて運用できればということだと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員 JKビジネスですが、中高生が性暴力被害に遭う危険が伴うJKビジネスとなっています。大人の側から行くとJKは女子高生が主だろうと思えますが、最近の中学生も化粧をすると高校生に見える子はたくさんいます。女子中高生とか未成年を入れたほうが親とすれば安心するような気がしますし、子供たちの感覚と大人の感覚のずれがあるかなと、この文章では思います。

○副会長 確かに小学生でも場合によってはということありますね。

○委員 平気でネットではばれないので。もう少し幅広いかなど思ったりしますが、いかがでしょうか。

○会長 用語説明のJKというのが女子高生ということであるとするならば、本文のところにもう少し小中も含めて入れてという形で、その文言を変えていただければ、今の問題というのは文章の中に反映されると思えますので、御検討いただければと思います。

少し違う視点からですが、素案ですけれども空欄が空いたところに幾つかイラストを入れていただいていると思うのですね。目から入ってくるイメージというのは、かなり意識の中で大きな割合を占めると思います。絵だけのイラストでは、例えば34ページのところは、女性の参画推進などの内容が記載されているページの最後なので、男性も女性もスーツを着てという形でそうかなみたいな形で見えていまして、38ページのところは女性がパソコンが前なのでスカートはいて女性と判断するのかその辺も問題はありますけど、一般的に見たときに女性の格好をした人がパソコンのところにおいて、男性かなと思われる人が家事、育児をしているという感じで、ああそうなのねと見ていまして、41ページの自己防災のところは、高齢者も子供も入れながら防災訓練をしているのかなというイメージで、44ページDVとか暴力のところのあたりなので、これは男性が加害者っぽい感じで描かれていますけれども、実際ほとんど統計上男性が加害者側なのでいいのかなと思いつつ、53ページのところは調理を家族でしているという形で、これは別に役割を押しつけられているわけでもいいのかなと、55ページのところがメディアのところですので、男性か女性かよくわからないからまあいいかみたいな、パソコンで何か起こってこんなことにならないようにしようねというような感じなんですね。

以上なんですけど、それでいくと38ページの分だけ今の一般的状況を変えましょうねと逆転イラストだと思うのですが、全体のバランスから見てその辺はどう

なのでしょうか。その逆パターンについても、もう少し面積もあるので多く入れたほうがいいのかという気がしました。視覚に入ってくるところが大きいので、市民の皆さんも含め皆さんが見るのでみんなに受け入れられるパターンを考えるのであれば、この逆パターンも含めてもう少し配慮したほうがいいのかという気もいたします。意見です。

○会長 ほかに、ございませんでしょうか。

御意見がないようでしたら、答申書の作成についてここでお諮りしたいと思えますけれども、事務局で答申書の作成について何か案がありますでしょうか。

○事務局 答申書の件ですが、私ども事務局はここでの意見を集約したものを案として作成し、審議会でお諮りいただきたいと思えます。

○委員 皆さんの意見を踏まえて集約していただいたものを、その後は議長に一任させていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○会長 議長一任ということで御意見いただきました。今までもその形でやってこられてスムーズに行けたのではないかと思いますので、議長一任ということでお願いしたいと思えます。

それでは、市長から先ほど諮問を受けまして、限られた時間の中で答申の運びとなりますので、会議の中で今日出されました意見等を基に事務局で答申書案は作成していただき、今回のような修正という形になりますが、それで皆さんで最終的に御議論していただくという形でいかがでしょうか。もう一回集まっていただくまで、少し時間がかかりますが、先ほどのスケジュールどおりと思えます。それでよろしいでしょうか。

○委員 異議なし

○会長 事務局もそれでよろしいでしょうか。

○事務局 はい、そのようにさせていただきます。

○会長 それでは、事務局が修正して次の確認いただく日程ですけれども、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局 次回の日程でございますが、現在、令和2年の11月にパブリックコメントを行い、令和2年の12月の下旬から3年の1月の中旬ぐらいに審議会の開催を考えております。また、改めてそのときは日程の調整をさせていただきたいと思えます。

○**会長** 資料にあります、パブリックコメントが11月ぐらいとなっています。  
その後、整理などを済ませて2回目の審議会の日程が入っています。

この改正案で日程調整ということではよろしいでしょうか。あと事務局にお願いです。皆さんお忙しいと思いますが、10人という審議会でもありますし全員が参加できるというのがベストだと思います。できるだけ早い時期での調整をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**事務局** 承知いたしました。

#### 11 その他

○**会長** その他として、何かございませんでしょうか。事務局から何かございませんでしょうか。

○**事務局** それでは、本日幾つかの御意見をいただきましたが、そのほかにも御意見等がございましたら、9月24日木曜日までに書面でお願いしたいと思います。その書面がメールでも結構ですし郵送でも結構ですので、お願いしたいと思います。それで集約し、結果を御連絡させていただきます。内容の確認については議長に一任お願いしたいと思います。

○**会長** 繰り返させていただきますが、9月24日木曜日までにお願いしますということです。今日の時間の中ではなかなか言おうと思っていたけれどもとか、いろんな人の意見になるほどと思っている間に終わったなど、何かいろいろあるかと思しますので、帰られまして今日の審議を踏まえまして御確認いただきまして、9月24日ということで後の修正期間のこともありますので、時間厳守でお願いできたらと思います。  
事務局から何かありませんでしょうか。

○**事務局** その際、御意見等で必要な資料がありましたらできる限り御用意させていただきますので、申出いただきますようよろしくお願いいたします。

また、配付の資料は次回の会議に御持参いただきますようよろしくお願いいたします。

あと御不明な点、お気づきの点などがございましたら、事務局までいつでもお知らせくださいますよう併せてお願いいたします。

○**会長** 資料については御提供いただけるということですので、何かこういう資料があればもう少し理解が深まるとか、もしかしたらそれを入れていただいたほうがこちらの意思が伝わるということであれば、こんな資料ありませんかということでお問い合わせいただければと思います。その際、事務局で対応をよろしくお願いいたします。

それでは長時間ありがとうございました。これをもちまして第1回守口男女共

同参画審議会を閉会したいと思います。

最後に私の感想なのですが、委員さんの名簿とか事務局の状況を見ていただきますと、先ほど審議会の男女の比率がという話もありましたけれども、審議会のメンバーを見ていただいて男性が1人で、事務局側を見ていただきますと今回は全員男性です。前回女性の方も人権室にいらっしゃったんですけども、こういう構図なんだと思いながらどう解釈するかはあるかと思いますが、また次回もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

上記のとおり会議録を要点筆記形式で記録し、後日のために確認し、署名・押印します。

会長

---

副会長

---